

令和7年1月14日
役場3階委員会室

議事録

添田町農業委員会

令和 7 年 1 月 14 日添田町農業委員会議事録

日 時 令和 7 年 1 月 14 日 (金) 午後 1 時 30 分

場 所 役場 3 階委員会室

招集者 添田町農業委員会会长 鶴 我 國 晴

議 事

第 1 議事録署名委員の指名

7 番 岡 崎 雄 一 8 番 内 野 恭 一

第 2 議 案

議案第 21 号 農地法第 3 条の規定による農地等の所有権移転・
売買許可申請承認について

議案第 22 号 農地法第 3 条の規定による農地等の所有権移転・
贈与許可申請承認について

議案第 23 号 農地法第 4 条の規定による農地等の転用届許可申
請承認について

議案第 24 号 農用地利用集積等促進計画について

出席委員 (9 名)

1 番 鶴 我 國 晴 2 番 宮 崎 和 博

4 番 森 秋 義 5 番 堀 由香利

6 番 照瀬 保 道 7 番 岡 崎 雄 一

8 番 内 野 恭 一 9 番 高 瀬 千 束

10 番 尾 形 吉 則

出席推進委員 (6 名)

藤 岡 宏 康 入 口 富士男

黒 崎 延 和 鎌 田 英 彦

鈴 見 敏 憲 小 畑 眞 二

欠席委員 (1 名)

宮 岡 雅 夫

出席職員 (3 名)

農業委員会 事務局長 岩 崎 竜 己

係 長 加 藤 光 彦

主 査 村 上 麻 衣

(午後 1 時 30 分)

事務局 開会に先立ちまして、添田町農業委員会会議規則第6条に従い、本日の出席者が委員定数の過半数を超えておりますので、本総会が成立すること報告します。
それでは、宮崎副会長に開会を宣言していただきます。

◎開 会

副会長 只今から、令和7年度11月期の総会を開会します。
会長、議長役をお願いします。

議長 それでは、定例会議を始めます。
本日は、宮岡委員が欠席です。今回の議事録署名委員は、7番岡崎委員・8番内野委員を指名しますので、事務局の議事録作成後、確認・署名をお願いします。

◎議 案

議長 それでは審議に入ります。
議案第21号「農地法第3条の規定による農地等の所有権移転・売買許可申請承認について」の番号1を審議します。
事務局説明をしてください。

事務局 議案第21号番号1をご説明いたします。資料1ページと図面1ページをご覧ください。土地の所在は、庄地区になります。申請地の地目は田、面積は1,651m²となります。
申請理由は、譲渡人は遠方に住んでおり土地の管理が難しいため、知人の譲受人に売買の相談をしたところ、合意に至ったということです。この申請は、農地法第3条第2項の各号には、該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。
以上で、説明を終わります。ご審議の程、よろしくお願いします。

議長 事務局の説明が終わりました。それでは、地元委員である尾形委員、現地の説明をお願いします。

尾形委員 申請地の場所は、こちらになります（図説）。

議長 尾形委員の説明が終わりました。この案件について、ご意見、ご質問、ご異議等はございませんか。

—「異議なし」の声あり—

特に意見がないようですので、これで審議を終わります。それでは、議案第21号番号1について採決を行います。承認することに賛成の方の挙手を求めます。

一挙手多数—

議長　　挙手多数と認め、よって、議案第21号番号1は、申請のとおり許可します。

次に議案第21号番号2を議題とします。事務局、説明してください。

事務局　　議案第21号番号2をご説明いたします。資料1ページと図面3ページをご覧ください。土地の所在は、豊川地区になります。申請地の地目は田、面積は合計2,077m²となります。

申請理由は、譲り渡し人は、令和5年に父から相続しましたが、農業を営んでいないため、売買を検討していました。譲り受け人に相談したところ合意に至ったため、今回の申請となっています。この申請は、農地法第3条第2項の各号には、該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で、説明を終わります。ご審議の程、よろしくお願いします。

議長　　事務局の説明が終わりました。それでは、地元委員である鈴見委員、現地の説明をお願いします。

鈴見委員　申請地の場所は、こちらになります（図説）。

以上です。

議長　　鈴見委員の説明が終わりました。

この案件について、ご意見、ご質問、ご異議等はございませんか。

—「異議なし」の声あり—

議長　　特に意見がないようですので、これで審議を終わります。

それでは、議案第21号番号2について採決を行います。

承認することに賛成の方の挙手を求めます。

一挙手多数—

議長　　挙手多数と認め、よって、議案第21号番号2は、申請のとおり許可します。次に、議案第22号「農地法第3条の規定による農地等の所有権移転・贈与許可承認申請承認について」を議題とします。事務局説明してください。

事務局　　議案第22号をご説明いたします。資料2ページと図面4ページをご覧ください。土地の所在は、庄地区になります。申請地の地目は田、面積は合計728m²となります。

申請理由は、譲り渡し人は、遠方に住んでおり土地の管理が難しいため、いとこにあたる譲り受け人に贈与の相談をしたところ、合意に至ったということです。この申請は、農地法第3条第2項の各号

には、該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議長 以上で、説明を終わります。ご審議の程、よろしくお願ひします。事務局の説明が終わりました。それでは、地元委員である尾形委員、現地の説明をお願いします。

尾形委員 申請地の場所は、こちらになります（図説）。
以上です。

議長 尾形委員の説明が終わりました。
この案件について、ご意見、ご質問、ご異議等はございませんか。

—「異議なし」の声あり—

議長 特に意見がないようですので、これで審議を終わります。
それでは、議案第 22 号番号について採決を行います。
承認することに賛成の方の挙手を求めます。

一挙手多数—

議長 挙手多数と認め、よって、議案第 22 号は、申請のとおり許可します。次に、議案第 23 号「農地法第 4 条の規定による農地等の転用届許可申請承認について」を議題とします。事務局説明してください。

事務局 議案第 23 号をご説明いたします。資料 5 ページと図面 6 ページをご覧ください。土地の所在は、津野地区になります。申請地の地目は田、面積は 1,107 m² のうち 185 m² となります。

申請理由は、奥山地区は、傾斜地が多く、高低差があり、耕作条件が不利な地形であるため、中間地点に位置している申請地を、農業用機械駐車場及び資材置き場として地元で共有利用することで耕作効率を改善したいとのことです。施工内容は、真砂で高さ 80 センチほど盛土し、クラッシャーランで締め固めるものとなっています。

また、この申請は、農地法施行規則第 29 条の 2 a 未満の農地を農業用施設への転用する場合に該当するため、県の許可を要せず、農業委員会へ届出こととなっております。

議長 以上で、説明を終わります。ご審議の程、よろしくお願ひします。
事務局の説明が終わりました。それでは、地元委員である宮崎副会長、現地の説明をお願いします。

副会長 申請地の場所は、こちらになります（図説）。
以上です。

議長 宮崎副会長の説明が終わりました。

この案件について、ご意見、ご質問、ご異議等はございませんか。

—「異議なし」の声あり—

議長 特に意見がないようですので、これで審議を終わります。

それでは、議案第23号番号について採決を行います。

承認することに賛成の方の挙手を求めます。

—挙手多数—

議長 挙手多数と認め、よって、議案第23号は、申請のとおり許可します。次に、議案第24号「農用地利用集積等促進計画について」を議題とします。事務局説明してください。

事務局 議案第24号の提案理由は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に基づき、農業委員会への意見聴取を行うためです。資料は、4ページから7ページです。では、資料5ページをご覧ください。今回の設定面積は、9,541 m²で、すべてが新規分となっております。この結果、利用権設定面積は1,347,814 m²となっています。また6ページに記載しておりますとおり、出し手は3名、受け手が3名となっております。では、7ページをご覧ください。今回の受け手である3名については、常時従事要件等の要件をすべて満たしている状況です。以上のことについて、ご審議をお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。

この案件について、ご意見、ご質問、ご異議等はございませんか。

—「異議なし」の声あり—

議長 特に意見がないようですので、これで審議を終わります。

それでは、議案第24号について採決を行います。

承認することに賛成の方の挙手を求めます。

—挙手多数—

議長 挙手多数と認め、よって、議案第24号は、申請のとおり許可します。これで議案の審議は終了します。

以上で、本日の議案の審議を終わります。

◎報告事項

議長 これから、報告事項にはいります。農地法第18条の規定による合意解約通知について1件、非農地証明願について3件の報告があります。それでは、農地法第18条の規定による合意解約通知について、事務局説明してください。

事務局 農地法第18条の規定による合意解約通知について報告いたします。

資料 8 ページをご覧ください。土地の所在は、庄地区で地目は田、面積は 1,651 m²です。解約理由は、先程の議案第 21 号番号 1 での申請地であるため、現在の耕作者である借り受け人との間で合意解約に至ったものです。以上で説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。

この案件について、ご意見、ご質問、ご異議等はございませんか。質問等がないようですので、つづいて、非農地証明願番号 1 について、事務局説明してください。

事務局 非農地証明願番号 1 をご説明します。資料 9 ページと図面 7 ページと 8 ページをご覧ください。現地につきましては、11月10日 に照瀬委員長、堀委員、鈴見委員と事務局で現地調査を行っております。申請地は、添田地区で地目は畠、面積は 396 m²です。申請理由は、申請地は約 60 年前にはすでに山林となっており、周辺も山林であり、今後農地に復することが困難であるため、現況に合わせて地目変更を行いたいとのことです。以上で説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。担当委員の堀委員は場所の説明をお願いします。

堀委員 場所はこちらです（図説）。

議長 堀委員の説明が終わりました。農地特別委員長の照瀬委員、補足説明をお願いします。

照瀬委員 申請地の現地確認を行った結果、すでに大きな竹が生えている状態で一帯は竹林となっていました。今後農地に復することは不可能ですので、非農地としての判断は妥当であると考えます。以上です。

議長 照瀬委員の説明が終わりました。この案件について、ご意見、ご質問、ご異議等はございませんか。質問等がないようですので、それでは、採決します。非農地証明願 番号 1 につきまして、承認することに、賛成の皆さんには、挙手願います。

一挙手多数一

よって、非農地証明願 番号 1 は、承認します。つづいて、非農地証明願番号 2 について、事務局、説明してください。

事務局 非農地証明願番号 2 をご説明します。資料 9 ページと図面 1 ページと 2 ページをご覧ください。現地につきましては、11月10 日に照瀬委員長、尾形委員、小畠委員と事務局で現地調査を行っております。申請地は、庄地区で地目は田、面積は 50 m²です。申請理由は、亡父が平成 7 年に土地を購入後、倉庫を建築し、現在に至って

おり、今後、土地を売買する予定があり、土地を調査した結果、農地であることが判明したため、現況に合わせて地目変更を行いたいとのことです。以上で説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。担当委員の小畠委員は場所の説明をお願いします。

小畠委員 場所はこちらです（図説）。

議長 小畠委員の説明が終わりました。農地特別委員長の照瀬委員補足説明をお願いします。

照瀬委員 申請地は、住宅の倉庫とカーポートが設置されている状態となっていました。今後農地に復することは不可能ですので、非農地としての判断は妥当であると考えます。以上です。

議長 照瀬委員の説明が終わりました。この案件について、ご意見、ご質問、ご異議等はございませんか。質問等がないようですので、それでは、採決します。非農地証明願番号2につきまして、承認することに、賛成の皆さんには、挙手願います。

一挙手多数—

よって、非農地証明願番号2は、承認します。つづいて、非農地証明願番号3について、事務局、説明してください。

事務局 非農地証明願番号3をご説明します。資料10ページと図面9ページと10ページをご覧ください。現地につきましては、11月10日に照瀬委員長、岡崎委員、鎌田委員と事務局で現地調査を行っております。申請地は、中元寺地区で地目は田と畠、面積は合計11,665m²です。申請理由は、申請地は、祖父が昭和40年頃、杉を植林し現在に至っており、現地の立木は大きく、今後農地に復することが困難であるため、現況に合わせて地目変更を行いたいとのことです。

議長 事務局の説明が終わりました。担当委員の鎌田委員は場所の説明をお願いします。

鎌田委員 場所はこちらです（図説）。既にこの地区には人は住んでおらず、耕作をしている農地もほとんどありません。

議長 鎌田委員の説明が終わりました。農地特別委員長の照瀬委員補足説明をお願いします。

照瀬委員 申請地は道沿いから確認したところ、既に杉などが大きく育ち山林化しております。今後農地に復することは不可能ですので、非農地としての判断は妥当であると考えます。以上です。

議長 照瀬委員の説明が終わりました。この案件について、ご意見、ご質

問、ご異議等はございませんか。質問等がないようですので、それでは、採決します。非農地証明願 番号3につきまして、承認することに、賛成の皆さんは、挙手願います。

一挙手多数一

よって、非農地証明願 番号3は、承認します。以上で報告事項を終わります。

◎各特別委員会等からの報告・連絡事項

議長 各委員さんからの報告、連絡事項に入ります。私からは、先日の視察研修について、参加いただいた皆さんありがとうございました。し尿処理の過程で液肥を作る施設は、大変興味深いものでしたが、わが町でとなるとなかなか難しいと感じました。私からは以上です。宮崎副会長は何かありますか。

副会長 特にありません。

議長 農地特別委員会の照瀬委員長は何かありますか。
照瀬委員 近頃、農地の相続関係や非農地証明など増えてきている状況です。皆さんのところにも相談が来ることがあると思いますので、よろしくお願いします。

議長 農政特別委員会の内野委員長は何かありますか。
内野委員 特にありません。

議長 ありがとうございました。他の委員さんは何かありませんか。特にないようですので、続いて事務局の方から連絡事項について説明してください。

◎事務局連絡事項

事務局 令和7年12月期の定例総会を、12月10日金曜日13時30分から添田町役場3階委員会室で開催を予定しております。なお、各種申請の受付は、11月25日火曜日を締め切りとしますので、いつものように、申請される方がいらっしゃれば、担当委員さんに、連絡、確認をさせて頂きますので、ご対応のほどよろしくお願いします。次に、視察研修についてです。令和7年10月28日に無事に視察研修を終えることができました。ご協力ありがとうございました。午前中は、香春町で福岡県農業会議田川支部主催の、農業委員研修会があり、農地法改正について飯塚農林事務所農山村振興課農地係長が講演し、続いて農業への気象情報の活用について福岡県

気象台 情報利用推進官が講演されました。参加できなかった方は、本日資料をお配りしていますので、お時間ある時にご確認ください。続いて、午後から築上町有機液肥製造施設を視察し、町全体のし尿から有機液肥を循環利用する仕組みを学び、また農地に散布する様子も見学することができました。参加者を代表して宮崎副会長から一言感想を頂きたいと思います。

- 副会長 視察研修の報告を申し上げます。築上町のし尿や浄化槽の汚泥から液肥を作る施設を見学いたしました。この施設では、原料であるし尿等の搬入から、原料内のごみを取り除く過程など、いくつかの工程を経て、濃縮液肥が作られ、実際には場へ散布が行われています。この液肥は、町が作成しているため非常に安価であり、散布も町が行うことで農業者の負担が軽減されていました。築上町の担当者の方が熱意を持って詳しく説明くださり、最後に、ほ場で実際に散布する様子も見学させていただきました。専用の機械であつという間に広い田んぼを撒き終えていました。以上、研修報告を終わります。
- 事務局 ありがとうございました。次に、農業委員会改選についてご連絡いたします。来年7月にみなさんは任期満了を迎えます。したがいまして、令和7年12月8日月曜日から令和8年1月23日金曜日までの期間で募集を予定しております。事務局からは、以上です。
- 議長 事務局からの連絡事項が終わりました。委員さんから何かありませんか。ないようですので、宮崎副会長閉会のことばをお願いいたします。

◎閉会

- 副会長 これをもちまして、令和7年11月期の定例総会を閉会いたします。
皆様、お疲れ様でした。

(午後2時15分)